

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第3号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第4号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第6号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第7号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第8号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第9号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第10号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第11号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第12号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第13号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第25号 財産の取得について（第3分団消防ポンプ車購入）
- 日程第17 議案第26号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第27号 宇美町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第28号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第29号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第21 議案第30号 宇美町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について
- 日程第22 議案第31号 宇美町文化財保護審議会条例について
- 日程第23 議案第32号 宇美町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第33号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 5 議案第 3 4 号 宇美町職員定数条例の一部を改正する条例について  
日程第 2 6 議案第 3 5 号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 2 7 議案第 3 6 号 令和 5 年度宇美町一般会計補正予算（第 2 号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 同意第 1 号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 2 同意第 2 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 3 同意第 3 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 4 同意第 4 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 5 同意第 5 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 6 同意第 6 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 7 同意第 7 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 8 同意第 8 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 9 同意第 9 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 1 0 同意第 1 0 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 1 1 同意第 1 1 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 1 2 同意第 1 2 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 1 3 同意第 1 3 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 1 4 同意第 1 4 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 1 5 同意第 1 5 号 宇美町農業委員会委員の任命について  
日程第 1 6 議案第 2 5 号 財産の取得について（第 3 分団消防ポンプ車購入）  
日程第 1 7 議案第 2 6 号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について  
日程第 1 8 議案第 2 7 号 宇美町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について  
日程第 1 9 議案第 2 8 号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例について  
日程第 2 0 議案第 2 9 号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について  
日程第 2 1 議案第 3 0 号 宇美町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について  
日程第 2 2 議案第 3 1 号 宇美町文化財保護審議会条例について  
日程第 2 3 議案第 3 2 号 宇美町文化財保護条例の一部を改正する条例について  
日程第 2 4 議案第 3 3 号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第34号 宇美町職員定数条例の一部を改正する条例について  
日程第26 議案第35号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第27 議案第36号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第2号）
- 

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長兼監査委員事務局長 太田 美和  
書記 中山 直子                      書記 五所 万典

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	佐々木壮一朗
総務課長 ……………	工藤 正人	危機管理課長 ……………	太田 一男
財政課長 ……………	中西 敏光	まちづくり課長 ……………	瓦田 浩一
税務課長 ……………	田口 嘉輝	会計課長 ……………	大神 隆史
住民課長 ……………	八島 勝行	健康福祉課長 ……………	尾上 靖子
環境農林課長 ……………	久我 政克	管財課長 ……………	矢野 量久
都市整備課長 ……………	藤木 義和	上下水道課長 ……………	前田 友博
学校教育課長 ……………	川畑 廣典	社会教育課長 ……………	佐伯 剛美
こどもみらい課長 ……………	飯西 美咲		

---

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 同意第1号

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。それでは、同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

宇美町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めますのでございます。

氏名につきましては、尾方伸一氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので、御参照願います。

提案理由でございますが、宇美町固定資産評価審査委員会委員尾方伸一氏の任期が令和5年6月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

次のページ、2ページは参考資料1としまして、尾方伸一氏の略歴を添付しております。御参照願います。

その次の3ページ、参考資料2では、上段に地方税法の抜粋を、中段には現在の固定資産評価審査委員会委員3名の方の名簿をつけさせていただいております。本日御同意をいただきますと、尾方伸一氏の任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は起立によって行います。同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

---

### 日程第2. 同意第2号

日程第3. 同意第3号

日程第4. 同意第4号

日程第5. 同意第5号

日程第6. 同意第6号

日程第7. 同意第7号

日程第8. 同意第8号

日程第9. 同意第9号

日程第10. 同意第10号

日程第11. 同意第11号

日程第12. 同意第12号

日程第13. 同意第13号

日程第14. 同意第14号

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命についてから日程第14、同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） 失礼いたします。宇美町農業委員会委員の任命について、同意第2号から同意第14号までの宇美町農業委員会委員の任命についての同意案件につきましては、令和5年7月19日をもって現在の農業委員会委員全員の任期が満了となることに伴い、新たに14名を農業委員として任命するもので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、まず初めに同意第2号から同意第14号までの宇美町農業委員会委員の任命について一括して御説明いたします。

なお、人事案件でございますので、氏名のみを発言いたしまして、住所、生年月日、経歴、推薦者は記載のとおりでございます。

同意第2号をお願いいたします。

同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命について。宇美町農業委員会委員に次の者を任命する。令和5年6月7日、宇美町長安川茂伸。

氏名、森尾俊久。

提案理由、森尾俊久氏を宇美町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次の2ページに参考資料1として、森尾俊久氏の略歴及び推薦者を記載しておりますので、御参照願います。

また、次の3ページの参考資料2には、農業委員会等に関する法律の抜粋と宇美町農業委員会委員候補者一覧の名簿を記載しております。委員の任期は3年となっており、同意が得られますと、新しい委員の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となります。

次の同意第3号から同意第14号までにつきましては、同意番号、氏名のみを読み上げさせていただきます。参考資料につきましては、御参照いただきますようお願いいたします。

同意第3号、氏名、中西敏彦。

続きまして、同意第4号をお願いいたします。

同意第4号、氏名、松田久幸。

続きまして、同意第5号をお願いいたします。

同意第5号、氏名、藤木和則。

続きまして、同意第6号をお願いいたします。

同意第6号、氏名、藤木寅彦。

続きまして、同意第7号をお願いいたします。

同意第7号、氏名、臼井喜久男。

続きまして、同意第8号をお願いいたします。

同意第8号、氏名、世利哲昭。

続きまして、同意第9号をお願いいたします。

同意第9号、氏名、萩尾眞悟。

続きまして、同意第10号をお願いいたします。

同意第10号、氏名、田原政則。

続きまして、同意第11号をお願いいたします。

同意第11号、氏名、藤木忠幸。

続きまして、同意第12号をお願いいたします。

同意第12号、氏名、村山聖。

続きまして、同意第13号をお願いいたします。

同意第13号、氏名、小菌雄一。

続きまして、同意第14号をお願いいたします。

同意第14号、氏名、山元路子。

なお、山元氏と先ほどの小菌氏におきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項で、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと定められていることから、この規定を適用させていただいております。

以上13名につきまして、議会の同意を求めるものでございます。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

念のために申し上げます。これから採決を行います。採決はそれぞれの議案ごとに起立によって行います。

それでは、日程第2、同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第3、同意第3号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第3号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第4、同意第4号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第4号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第5、同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第6、同意第6号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第6号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第7、同意第7号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第

7号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第8、同意第8号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第8号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第9、同意第9号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第9号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第10、同意第10号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第10号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第11、同意第11号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第11号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第12、同意第12号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第12号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定されました。



次に、日程第13、同意第13号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第13号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、日程第14、同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定されました。

---

#### 日程第15、同意第15号

○議長（古賀ひろ子） 日程第15、同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当すると認められますので、2番、安川議員の退場を求めます。

[2番 安川禎幸 退場]

○議長（古賀ひろ子） 提案理由の説明を求めます。久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） それでは、同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

宇美町農業委員会委員に次の者を任命する。令和5年6月7日、宇美町長安川茂伸。

氏名、安川禎幸。

提案理由でございますが、安川禎幸氏を宇美町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次の2ページに参考資料1として安川禎幸氏の略歴及び推薦者を記載しておりますので、御参照願います。

また、次の3ページの参考資料2には農業委員会等に関する法律の抜粋と宇美町農業委員会委員候補者の一覧の名簿を記載しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は起立によって行います。同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定されました。

2番、安川議員の除斥を解きます。

〔2番 安川禎幸 入場〕

---

### 日程第16. 議案第25号

○議長（古賀ひろ子） 日程第16、議案第25号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田危機管理課長。

○危機管理課長（太田一男） それでは、よろしくお願いたします。議案第25号 財産の取得について、次のとおり財産を取得するものとする。令和5年6月7日提出、宇美町長安川茂伸。

1、取得備品の名称、第3分団消防ポンプ車。2、契約方法、随意契約。3、契約金額、2,673万円。4、契約の相手方、住所又は所在地、福岡県福岡市博多区浦田二丁目1番8号。商号又は名称、株式会社消防防災。代表者資格氏名、代表取締役成良仁志。

提案理由でございますが、第3分団消防ポンプ車の老朽化に伴い、更新車両を取得することについて、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページを御覧ください。

参考資料といたしまして、議案第25号の概要でございます。

1、取得備品の内容。第3分団消防ポンプ車1台。型式、消防自動車専用シャシ（ダブルキャブ型）。全長5,700ミリメートル以下。全幅1,900ミリメートル以下。全高2,800ミリメートル以下。トランスミッションはマニュアル。駆動方式は4輪駆動。乗車定員は8名、内訳としまして前部に3名、後部に3名、後部座席に2名でございます。

2、主な装備。装備品、ポンプ圧力計、ポンプ連成計、赤色蛍光灯、電子サイレンなど。特殊艀装、無給油真空ポンプ、カノー式ホースカー搭載。附属品、吸管、消防用ホース、とびぐちなど。

3、工期。契約効力の発生の日から令和6年3月28日まで。

4、指名業者でございますが、4者を指名させていただいております。愛知ポンプ工業株式会社、株式会社消防防災、株式会社福岡トーハツ、株式会社九州防災センターとなっております。

5、財源。緊急防災・減災事業債（充当率100%）を充用させていただいております。

3ページを御覧ください。

6、機器写真でございます。上の6枚が現在の第3分団車両の写真、下2枚が新車両のイメージ写真をつけておりますので御参照願います。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 消防車の老朽化ということで、今度新たに更新されるということで、基本的に消防車両の更新時期とまた車両の状態がよくななくても更新をするのか、また老朽化が進んでいる場合は逆に早めに更新することもあり得るのか、それと旧車両の扱い、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○危機管理課長（太田一男） 消防車の更新時期につきましては、おおむね20年程度で更新をしているところでございます。

また、運転の状態がよくても更新するののかということでございますけども、メーカーの更新の推奨期間は、おおむね15年、消防本部におきましては、おおむね15年とし、走行距離やポンプの使用時間を考慮して更新するとされております。車両の状況を見ながらになります。消防車の安全性を一番に考えて更新をしていくこととなると思います。

また、早めの更新ということでございますけども、当町で策定しております大型事業年度別の実施計画に沿って消防車の更新を行っておりますけども、車両の部品が入らないとか、車両として維持できない、修理不能などの場合によっては更新が早まる場合もあると思います。

最後に、旧車両の取扱いにつきましては過去の実績から下取りではなく、売却いで今回考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 分かりました。

あと関連になるとですけども、今後も消防団員募集して若い団員の方が入団されると想定されますが、道交法の一部改正によって現状の今の車両に乗れない団員が増えてくるのが懸念されます。今現在、規制された免許証で乗れない当町の車両の台数、それから乗れない団員はどのくらいおられるのか教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○危機管理課長（太田一男） まず、10分団の車両につきましては普通自動車免許、3.5トン未満のマニュアル車、MT、これの免許が必要となってまいります。それと、4分団と9分団の車両につきましては7.5トン未満、準中型免許が必要となります。それ以外の7個の分団の車

両につきましては5トン限定の準中型免許が必要でございます。運転ができない団員につきましては、本年4月1日現在で46名おられます。全体の約3割の団員さんが所属されている分団の消防車の運転ができないという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 分かりました。かなりの方が運転できないということになって、また今後も増えそうな気がします。運転免許証の取得の助成を町も行っていると思いますが、その内容と現状を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○危機管理課長（太田一男） 消防団員の自動車運転免許等の取得費補助金の内容でございますけれども、補助の対象者につきましては6点ほどございまして、まず1点目が普通自動車免許または5トン限定の準中型自動車免許を有している方が1点目。2点目が、消防団入団後5年以上が経過していること。3点目が、所属する分団において消防自動車の運転を行うことができる団員の割合が70%未満となっており、消防団長及び所属する分団の分団長から推薦を受けていること。4点目が、取得対象となる運転免許取得の日から5年以上団員として活動する制約をすること。5点目が、本町の町税を滞納していないこと。最後の6番目が、過去においてこの要綱による補助を受けていないことが補助対象者の条件となります。

また、補助金の額につきましては、補助対象経費からその他の補助金等により補助された額を差し引いた額の2分の1または8万円のいずれか低い額となっております。

助成の現状でございますけれども、本制度は平成31年度から開始をしております。実際のところ令和3年度に1人補助をしたという実績でございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 結構厳しい規約があるみたいなんです。今後消防車両に乗れない団員が増えてくると思われそうですが、担当課としてどのようにしていこうと思っておりますか。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○危機管理課長（太田一男） 今後は、団員の方々に宇美町消防団員自動車運転免許等取得費の補助金の制度の周知をまた改めてさせていただきたいと思っております。1人でも多くの団員さんに補助制度を活用していただくように、また消防三役との協議も行わせていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） この件そのものに関しては特にはないんですけども、消防団全体の話として、今回更新すれば当面更新する必要はないのか、それともほかにもそろそろ更新時期が間近に迫っているような車両がほかにもあるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○危機管理課長（太田一男） 先ほど申しました令和5年度から令和12年度までの大型事業年度別実施計画というのを立てております。これに基づきましてやるわけでございますけども、本年度は3分団の車両、6年度は4分団の車両、7年度は6分団、8年度は1分団、9年度は本部分団、2年空きまして12年度に10分団の車両の購入を計画しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 財産の取得についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 議案第26号

○議長（古賀ひろ子） 日程第17、議案第26号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。議案第26号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出します。

提案理由でございますが、監査委員について、職務の重要性及び職責を考慮し、同委員に係る報酬額を見直すこととし、所要の規定を整備するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、2ページは改正条例の本文でございまして、下のほう附則にありますように、この条例につきましては、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとしています。

その次の3ページ、新旧対照表でございます。改正内容をここで説明させていただきます。

右が現行、左が改正案となっておりますが、監査委員、識見者に係る報酬額を40万円から50万円に改めるものでございます。

なお、今回の報酬額の改定につきましては、糟屋郡内における識見監査委員の報酬額の均衡を図ることを目的に実施するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 監査委員の報酬が識見者の方が40万円から50万円に上がったと、この時期について、この時期が適切なのか、これ人事院勧告に準ずるものではないと思っているんですけども、その時期と金額的に他の自治体と相違してこれが適切なのか、ちょっとお答え願えればと思います。

○議長（古賀ひろ子） 太田監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（太田美和） 失礼いたします。改正がこの時期になるのはなぜかということの御質問なんですけれども、郡内の7町で構成される糟屋郡町監査委員協議会、こちらのほうから本年3月に、町長会及び議長協議会のほうに監査委員の報酬額の増額の要望書が提出されました。要望により監査委員の職務の重要性等を考慮するとともに、本年度に入って郡内の各町の調整が図られたため、この時期となりました。もう一点、額の統一性、基準はというところなんですけれども、糟屋郡内の統一の額としております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 宇美町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18. 議案第27号

○議長（古賀ひろ子） 日程第18、議案第27号 宇美町子ども・子育て会議条例等の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 議案第27号 宇美町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案は、関係する3つの条例の一部改正について一括提案をさせていただきます。議案の2ページから3ページがそれぞれの条例の改正文、4ページから15ページまでが条例ごとの新旧対照表、16ページが参考資料でございます。

改正の概要につきましては、参考資料で御説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨でございます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、これらの法を引用する関係条例の規定を整理するものでございます。

2、改正の内容ですが、今回関係します3つの条例の一部改正についての内容を記載しております。

（1）宇美町子ども・子育て会議条例の一部改正（第1条関係）でございます。

子ども・子育て支援法第77条が第72条に繰り上げられたことに伴う同法の引用条項の整理でございます。

次に、（2）宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）でございます。

①子ども・子育て支援法第43条第2項及び第19条第2項の削除に伴う同法の引用条項の整理と②学校教育法第25条の項の新設に伴う同法の引用条項の整理でございます。

次に、（3）宇美町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正（第3条関係）でございます。

子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う同法の引用条項の整理でございます。

3、施行期日は、いずれも公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 宇美町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 議案第28号

○議長（古賀ひろ子） 日程第19、議案第28号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） それでは、議案第28号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和5年6月7日、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、安全計画の策定等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案の2ページ、それから3ページが条例改正文、次に4ページ、5ページが新旧対照表、最後に6ページに参考資料として改正の概要をつけておりまして、この参考資料を使って説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨ですが、放課後児童健全育成事業者に対して、安全に関する計画策定や研修、周知等を定めることで、利用者の安全を守るものであります。

改正の内容ですが、（1）第6条の次に、安全計画の策定及び計画に従った必要な措置を講ずる義務。職員への周知及び研修の義務。保護者への周知義務。定期的な見直し。自動車運行の場合の利用者の所在確認義務の5項目を追加しております。

次の（2）第12条の次には、災害時に早期に業務再開をするための業務継続計画の策定、職員への周知及び研修、計画の定期的な見直しの努力義務を追加しております。

次の（3）第13条第2項には、感染症や食中毒防止のための措置として、職員への研修、訓練を実施することの努力義務の追加をしております。

最後に、施行期日は、公布の日からとしております。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、



丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） この改正内容に関しまして、（１）第６条の次に項目を追加と、いろいろな義務が発生しているところです。例えば、安全計画の策定及び計画に従った必要な措置を講じる義務があります。また、職員への周知・研修の義務。そして保護者への周知の義務。今委託されていると思うんですけども、この義務が果たされているかどうかというチェック体制、こういうものはどのようになっているのか、この条例の中に盛り込んでいるのかどうか、どのようになっているのかというのを説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） この条例には、言われるように義務としてこういうことをしなさいというのを載せております。言われるように、じゃ、その後のチェックはどうするのかというところは、うちの運用として考えておりますが、当然義務としてありますので策定した計画等はうちに提出をしていただきます。

それから、周知・研修等についても、どういうことをやった、それから、これからどういうことをやるかというような内容について、いわゆる事業計画みたいなものをうちに提出をいただいて、うちのほうで確認しようと思っております。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第２８号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第２０、議案第２９号

○議長（古賀ひろ子） 日程第２０、議案第２９号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。議案第29号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、行政組織機構の再編に伴い、関係条例を整理する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、2ページが条例の本文で、この条例で7つの条例を条立ていたしまして、一括改正しております。

一番下の附則にありますように、この条例は、令和5年7月1日から施行することとしています。

次の3ページからが新旧対照表となっております。この新旧対照表を使って御説明いたします。

右が現行、左が改正案となっております。全て機構改革に伴いまして、庶務担当課を変更するもので、上から宇美町予防接種健康被害調査委員会条例の庶務を健康福祉課から健康課に。宇美町行政改革推進委員会設置条例は、まちづくり課を企画財政課に。宇美町国民保護協議会条例は、危機管理課を地域コミュニティ課に。宇美町共働のまちづくり推進委員会条例は、まちづくり課を地域コミュニティ課に。宇美町空家等対策協議会条例は、都市整備課を環境課に。次の4ページになりますが、宇美町多職種連携地域ケア会議設置条例は、健康福祉課を健康課に。最後に宇美町地域公共交通会議設置条例は、まちづくり課をシティプロモーション課に、それぞれ変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

## 日程第21. 議案第30号

○議長（古賀ひろ子） 日程第21、議案第30号 宇美町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 引き続き、よろしくお願いいたします。議案第30号 宇美町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育に関する事務のうち町長が管理し、及び執行する事務を定めることについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、2ページが条例の本文で読み上げますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育委員会の職務権限に属する事務のうち、次に掲げる事務、これはその下にあります宇美町立歴史民俗資料館の設置、管理、廃止に関することと、文化財の保護に関することとなりますが、これについては町長が管理し及び執行することとするというものでございます。

この理由につきましては、機構改革により文化財に関する事務が教育委員会部局の社会教育課から町長部局のシティプロモーション課に移管されることによるものでございます。

その下の附則にありますとおり、この条例の施行期日は令和5年7月1日、第2項で経過措置を定め、次の第3項で宇美町文化財保護条例と、その下のほうにあります第4項で宇美町立歴史民俗資料館条例の一部を改正しております。

この改正の内容につきましては、基本、教育委員会というところを町長に改めるものでございます。

3ページ、第5項の宇美町附属機関に関する条例、それとその下、第6項の宇美町特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、別表で附属機関として記載しております文化財専門委員会を削るというものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。この議案の上程に際しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づき、文化財保護の事務を教育委員会から町長部局に移管することについて、教育委員会の意見聴取を行い、教育委員会から異論がないとの意見を聴取したことを報告いたします。

それでは質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 文化財に関する権限が、教育委員会から町長部局に移るということで

すが、文化財の取扱いについては宇美町の第7次総合計画の中でも触れられておりますが、町長部局に移管したとしても、この第7次総合計画に沿って進んでいくものだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） そのとおりでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 第7次総合計画の中では、民俗資料館についてちょっと触れられている部分がありまして、その中で学芸員が常駐しておらず、施設の老朽化、資料の増加により、展示室及び収蔵スペースが不足していますというふうに書かれているところがあります。町長部局に移管されることによって、これらの点が改善されるということを期待するものなのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） それらの件について、今、具体的な内容についてというところは正直なところでございますが、ただ、それがシティプロモーション課のほうにいて、1つの観光資源として町内外のほうに発信していくということになると、たくさんの方が民俗資料館にも来られるということになってくるかと思えます。その際に、人員不足等で不手際等があってはいけませんので、その辺の充実も当然図っていかねばならないと思っておりますが、それは今後シティプロモーション課ができてからの話にはなると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号 宇美町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22、議案第31号

○議長（古賀ひろ子） 日程第22、議案第31号 宇美町文化財保護審議会条例についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） それでは次、議案第31号 宇美町文化財保護審議会条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、文化財の保護に関する事務を町長が管理し、執行することに伴い、文化財保護法に定める地方文化財保護審議会として、宇美町文化財保護審議会を設置する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、2ページが条例の本文で、第2条、所掌事務では、審議会は町長の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して町長に建議するとしております。第3条で、審議会の委員は識見を有する者のうちから8人以内。第4条で、委員の任期は2年としております。第5条は、会長、副会長の職務を規定し、第6条では、審議会の運営に関する内容を規定してしております。第7条では、審議会の庶務はシティプロモーション課において処理するとしておるところです。

最後に、附則におきまして、施行期日を令和5年7月1日とし、第2項で経過措置を設けております。

次の3ページ、1つ飛ばしまして、第4項は宇美町附属機関に関する条例の一部改正でございます。町長の附属機関に宇美町文化財保護審議会を追加しておるところです。

なお、この審議会条例につきましては、現在、社会教育課のほうで所管しております宇美町文化財専門委員会、前の条例で削るとしたものでございますが、この専門委員会規則で規定している内容を踏襲する形で作り上げておるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号 宇美町文化財保護審議会条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第23. 議案第32号**

○議長（古賀ひろ子） 日程第23、議案第32号 宇美町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） では引き続き、議案第32号 宇美町文化財保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、宇美町文化財保護審議会の設置に伴い、宇美町指定文化財の指定等に係る手続に関し、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、2ページが改正条例の本文でございまして、附則におきまして、この条例の施行日を令和5年7月1日としております。

次の3ページが新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございます。第4条第3項中の下線が引いてある、現行、宇美町文化財専門委員会を宇美町文化財保護審議会に改めるものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号 宇美町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 議案第33号

○議長（古賀ひろ子） 日程第24、議案第33号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） では、議案第33号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、宇美町文化財保護審議会の設置に伴い、同審議会の委員に係る報酬額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次の2ページが改正条例の本文で、附則にありますとおり、この条例の施行日は令和5年7月1日としております。

3ページが新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございますが、表中段の2、附属機関のところ、現行の多職種連携地域ケア会議の下に、改正案のほうにありますとおり文化財保護審議会を追加いたしまして、報酬の額を月額1,500円と定めるものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

10時58分休憩

.....  
11時10分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....  
日程第25、議案第34号

○議長（古賀ひろ子） 日程第25、議案第34号 宇美町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。議案第34号 宇美町職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、行政組織機構の再編に伴い、町長及び教育委員会の事務部局の職員の定数について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次の2ページが改正条例の本文で、これも一番下の附則にありますように、この条例は、令和5年7月1日から施行することとしております。

次の3ページが新旧対照表となっております。この新旧対照表を使って説明させていただきますが、右が現行、左が改正案となっております。

第2条、職員の定数の第1号、町長の事務部局の職員の数を現行126人となっているところを131人に、第3号の教育委員会の事務部局の職員の数を62人から57人に改めるものです。

この改正の理由についてですが、教育委員会部局が保育園2園の民営化などにより、定数に若干余裕ができてきたことと、逆に、町長部局の定数が現在ぎりぎりであること、さらには、今回の機構改革で文化財に関する事務が教育委員会部局から町長部局に移ることなどによるものでございます。

次に、このページの中段になりますが、改正案のほうを見ていただきますと、第2条に第2項を追加しております。

内容は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、全体の定数の範囲内において、同項各号の定数を超えることができるというものです。

どういうことかと言いますと、例えば、産休・育休等の代替職員を部局の違う正職員の異動で補おうとしたときに、定数を超えるため、正職員が配置できないなど、業務の遂行に非常に大きな影響を与えることなど、こういうことがあってはいけないというところから、一時的にはなると思いますけども、部局ごとの定数を超えることを認めるという内容のものになります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。



○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今回の機構改革によりまして、シティプロモーション課へ文化財等の関係職員が移行すると、これはよく分かりますけれども、問題はこの人数なんですね。5人教育委員会から、言葉は悪いですが引っこ抜かれるというふうに捉えてもいいんじゃないかなと思いますけれども、そもそもこの機構改革においては、2人ぐらいですか、よく分かりませんが、まだ人事が発表されていないので分からないんですけれども、5人の移行となると、ちょっと教育行政が回らなくなるんじゃないかなという懸念もあります。

特に国政等におきましては今、子育て支援の増額等がトレンドとなっておりますけれども、子育て支援関係のメニュー、支援メニューなんかもどんどん増えてくると予想されますが、果たしてこれで教育委員会の事務がしっかり賄えるのかということが心配になります。なぜ5人も移動したのか、もうちょっと詳しく説明することはできますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） お答えいたします。

あくまでもこれは定数を扱うというところで、実の人員がそのまま動くということではございませんので、若干詳細説明させていただきますと、令和4年、令和5年、この2年間については、実は126人の定数に関しまして、今ぎりぎりの126人でやっています。なので、今これ以上、町長部局のほうに正職員が増やせないという状況になっています。そうした中、教育委員会の部局につきましては、現在62人の定数に対しまして、令和4、令和5、どちらも51人ということで、11人の今余裕があるところです。というところで、教育委員会の部局に若干の余裕があることと、先ほど言いました町長部局がいっぱいであり、先ほど議員のほうからありましたように、文化財の関係で動かすところの、今、数も確保できないような状況になってきておりますので、ここでこの数が妥当かどうかというところはありますけれども、今回5人、町長部局のほうに教育委員会部局から動かしますが、それでも、教育委員会部局のほうは57人の定数となり、今の51人に対しては6人の余裕があるということにもなりますので、今この人数で、逆に町長部局のほうがこの5人の枠の中で、今後しばらくはやっていかなければならないということになってくるかと思えます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号 宇美町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第26. 議案第35号

○議長（古賀ひろ子） 日程第26、議案第35号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 引き続き、よろしく願います。議案第35号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、行政組織機構の再編に際し、室の設置等に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、2ページが改正条例の本文で、これも一番下の附則にありますように、この条例は、令和5年7月1日から施行ということになります。

次の3ページが新旧対照表でございます。この新旧対照表で説明させていただきます。

同じように右が現行、左が改正案となっておりますが、この中で別表第2、級別職務分類表の5級の標準的な職務を現行、課長補佐、園長、主幹となっているところを改正案にありますとおり、課長補佐、局長補佐、室長、園長に改めるものです。

この改正の理由でございますが、今回の機構改革で3つの室を設けることとしましたが、この室長に現在の課長補佐級を充てることとしていることから、5級に室長を追加、また、現在の5級職である課長補佐と主幹が課によっては混在している部署がございまして、役割分担が不明確となっていることから、主幹を廃止いたしまして課長補佐に統合するものでございます。また、ここで局長補佐を追加させていただいているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、タブレット設定のため暫時休憩に入ります。

11時19分休憩

.....  
11時21分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 日程第27. 議案第36号

○議長（古賀ひろ子） 日程第27、議案第36号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） それでは、議案第36号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3億1,549万6,000円を追加し、予算総額を133億1,679万1,000円とするものでございます。

第2条で、債務負担行為の補正を併せて提案をいたしております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、6月議会議案資料綴、一般会計補正予算（第2号）事業一覧表を御参照ください。

少し飛びますが、予算書16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の庁内共通事務関係経費5万8,000円と次の5目財産管理費の庁内共通事務備品管理費4万円は、7月の新行政組織機構に伴い、決裁等回覧印などの消耗品費と公印購入費を計上しています。

19目緊急経済対策費の子ども・高齢者くらし応援券事業費1億1,481万8,000円は、

電力・ガス、食料品等の価格高騰の影響を特に受けている65歳以上の方や高校生世代以下の子どもがいる世帯に対して生活支援を行うとともに、地域における消費を喚起・下支えするため商品券を給付するもので、通信運搬費（郵便料）を586万9,000円、商品券等作製業務委託料を789万9,000円、子ども・高齢者くらし応援券給付金を1億100万円など計上をしています。

なお、この事業は、地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰支援対応分）を活用いたします。

6項監査委員費1目監査委員費の監査事務関係経費10万円は、町監査委員の代表監査委員年額報酬額の見直しによるものです。

18、19ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の010電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費838万4,000円は、令和4年度の実績報告額が国庫補助額を下回ったため、前年度国庫支出金返還金を計上しています。

011電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費210万8,000円は、令和5年度住民税課税世帯であるものの、令和5年1月以降の収入が非課税相当に減収した世帯に対し1世帯当たり3万円を申請により支給するもので、価格高騰重点支援給付金（低所得世帯支援分）など増額するものです。

7目介護保険事業費の介護予防事業費231万2,000円は、健康福祉課職員の産前産後休暇等の取得に伴う増員で、会計年度任用職員（月給）報酬等を増額するものです。

2項児童福祉費4目子育て支援事業費の子育て支援関係経費51万9,000円は、令和5年3月に福岡県病児保育利用料無償化事業費補助金交付要綱が制定され、病児保育利用料の無償化が開始されたことにより、病児保育業務委託料を増額するものです。

20、21ページをお願いいたします。

5目保育園費の002特定教育・保育施設運営経費740万1,000円は、宇美タンポポ保育園が令和5年4月1日付で幼保連携型認定こども園に移行したことにより予算を組み替えるもので、宇美タンポポ保育園運営負担金を1億2,457万1,000円減額し、認定こども園施設型給付費負担金として1億3,144万7,000円計上しています。

保育対策総合支援事業費補助金52万5,000円は、子どもの安全対策の促進に向け、令和5年4月に義務化された送迎用バスへの安全装置導入に伴う費用を補助するものです。

004特定教育・保育施設整備事業費は、令和2年4月に民営化した貴船保育園の園舎建て替えについては、令和4年度から5年度で計画をしていましたが、令和5年度から6年度の計画に変更されたことにより、整備事業費補助金に変更となり2,649万6,000円の減額、また令

和4年4月に民営化した柳原ぶらす保育園について、令和6年4月開所に向けた保育所整備の申出があり、整備事業費補助金2億267万円の増額となり、差引き1億7,617万4,000円の増額補正となるものです。

6目児童福祉施設費のこども療育センター運営経費4万2,000円は、子どもの運動発達を促す巧技台（跳び箱）の経年劣化により、療育備品購入費を計上するものです。

22、23ページをお願いいたします。

4款衛生費2項清掃費2目美化推進費の美化推進事業費4万8,000円の減額は、廃油石けん造り補助金9万6,000円計上していましたが、宇美町連合婦人会の解散に伴い減額となりますが、廃油石けん造りは継続して行うため、消耗品費を3万円、光熱水費（ガス）を1万8,000円計上するものです。

24、25ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の農業振興事業費、農業施設等電気設備工事請負費（単独）29万3,000円は、宇美町薬用作物生産部会の薬用作物乾燥機購入に伴い、まなびや・うみ裏の育苗ハウスに電源装置等を設置するものです。

26、27ページをお願いいたします。

8款土木費5項都市計画費1目都市計画総務費の都市計画事務関係経費、通信運搬費（郵便料）4万9,000円は、用途地域指定区域外のうち特定用途制限地域等の指定を行う区域について、関係地権者に対し計画案の変更及びパブリックコメントの実施について案内通知を行うものです。

5目公園費の公園管理・整備事業費、公園遊具等点検業務委託料25万3,000円は、遊具等の定期点検業務標準積算基準の年度改定に伴い、人件費等が増加したことによるものです。

28、29ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費3目教育支援事業費の学校支援事業費、会計年度任用職員（日給）報酬73万円は、福岡県のふくおか学力アップ推進事業の指定を受けたことにより、対象となる学習支援員の報酬について増額するものです。

2項小学校費1目学校管理費の井野小学校管理費、空調機器取替工事請負費（単独）88万円は、現在、井野小校区コミュニティ運営協議会で使用している旧学童保育所の空調機器が不具合により更新するものです。

3項中学校費2目教育振興費の宇美東中学校教育振興費65万円は、福岡県の学力向上推進拠点校指定事業の指定を受けたことにより必要経費を計上するもので、先進校視察費用など普通旅費を10万1,000円、消耗品費を53万5,000円など計上をしています。

30、31ページをお願いします。

6項社会教育費6目社会教育施設費の地域交流センター管理費、修繕料（施設・設備）73万3,000円は、地域交流センター及び住民福祉センター前通路の軒天井張替え修繕や地域交流センターなど、エレベーターのバッテリー取替修繕等を行うものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金2項負担金3目民生費負担金6節保育園費負担金1,130万2,000円の減額は、宇美タンポポ保育園が令和5年4月1日付で幼保連携型認定こども園に移行したため、保育料及び延長保育料の徴収が町ではなく施設となるため、全額減額するものです。

13款使用料及び手数料1項使用料2目総務使用料1節行政財産使用料283万2,000円は、貴船保育園園舎建て替えに伴い、仮園舎としてこども教育総合支援センターを使用するため計上をするものです。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金5節施設型給付費等負担金702万円は、宇美タンポポ保育園が幼保連携型認定こども園に移行したことにより予算を組み替えるもので、民間保育園運営費等負担金を6,216万8,000円減額し、認定こども園施設型給付費負担金を6,918万8,000円計上をするものです。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金5節地方創生臨時交付金は、本補正予算に計上していません子ども・高齢者くらし応援券事業に充当するもので、地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰支援対応分）1億1,268万1,000円計上をしています。

3目民生費国庫補助金5節児童福祉施設費補助金、保育所等整備交付金は、貴船保育園分を1,766万4,000円減額、柳原ふらす保育園分を1億3,511万3,000円増額し、差引き1億1,744万9,000円の増額補正となるものです。保育対策総合支援事業費補助金52万5,000円は、子どもの安全対策の促進に向け、送迎用バスに安全装置を設置する費用の補助金で100%補助となっています。

12、13ページをお願いいたします。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金8節施設型給付費等負担金は、国庫負担金と同じく宇美タンポポ保育園が幼保連携型認定こども園に移行したことにより、民間保育園運営費等負担金を2,553万7,000円減額し、認定こども園施設型給付費負担金を3,112万8,000円計上をしています。

2項県補助金3目民生費県補助金8節子育て支援事業費補助金51万8,000円は、病児保育利用料の無償化に伴う県補助金で100%補助となっています。

8目教育費県補助金1節教育振興費補助金91万5,000円は、ふくおか学力向上推進事業費等に対する県補助金です。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金4,563万1,000円は、本補正予算の財源とするため繰入れを行うものです。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金3,078万7,000円は、価格高騰緊急支援給付事業の前年度国庫支出金返還金分及び前年度未交付の保育所等整備事業費補助金分を計上しています。

14、15ページをお願いいたします。

20款諸収入7項雑入8目雑入28節社会教育雑入、公民館類似施設整備費補助金返還金遅延損害金284万9,000円は、飛岳二区公民館類似施設建設工事損害賠償請求事件に伴う遅延損害金を計上するものです。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正では、追加2件の提案を行うもので、1件目は、粕屋南部消防組合負担金（令和4年度同意償還分）、期間は令和6年度から令和9年度まで、限度額を1,148万1,000円とするもの。2件目は、保育所等整備事業、期間は令和6年度、限度額を1億2,135万3,000円と定めるものです。

最後になりますが、予算書の32、33ページに、先ほど説明をいたしました債務負担行為の追加分に関する調書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 27ページで、資料の7ページで質問したいと思います。

7ページの資料に、都市公園法施行規則第3条の2の遊具の点検を行う必要があることから、町が管理している都市公園、広場、旧児童遊園にある遊具についての点検を行いますということで、人件費、諸経費の見直しが行われておりますけども、この上がった理由をちょっと詳しく説明していただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをさせていただきます。

この都市公園の点検業務ですけれども、実は令和4年度に国の追加補正で12月に交付決定を受けたものでございまして、積算上が令和4年度でされております。年度が変わりまして、令和5年度になりまして人件費の高騰、それから歩掛かりの改定等も行われておりまして、不足する分が28万円ほど出ておるものですから、今回これを計上させていただいております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数が21ページです。資料でいくと5ページになりますが、宇美タンポポ保育園が認可保育所から幼保連携型認定こども園に移行するということに関する予算の組み替えが行われております。具体的に変更されることによってどのような影響があるのか、どういう内容、変更内容、どのような影響があるのかと、それと受入れ人数が6人ほど増えると記載されております。待機児童、今、ゼロが実現されておりますけれども、これから隠れ待機、こういったものも出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そういったものの解消に向けてこういった影響があるのか、そういったところまで踏み込んでちょっと回答していただけたらなと思っておりますが、よろしいですか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 影響ということですが、直接大きな影響というのはいりません。むしろ今6人ということで見込んでいますけれども、6人定員が増えるということでは、ありがたいことかなと思っております。

それと、もう1つが見ていただいて分かるように給付費が変わります。大きくなるほうです。出ていくお金が大きくなるということで、園への給付費が増えるということが1つ影響かなと思っております。

隠れ待機の問題ですけれども、こういうことで園が少しずつでもこういう形に変わっていったら、少しずつ定員が増えてくれれば、そういうところも少しずつ改善できるのかなということでは期待はしているところです。

ただ、園には園の御事情もありますので、こちらが強制するということではできませんので、そこは丁寧に協議を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 歳入、よかったですかね。

○議長（古賀ひろ子） 歳出歳入一括質疑です。どうぞ。



○議員（8番 黒川 悟） 予算書の11ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金、地方創生臨時交付金の1億1,268万1,000円について質問したいと思います。

今回の推奨事業メニューは、消費者支援としてエネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、また子育て世帯支援など、また事業者支援として中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援など、様々なメニューが定められております。今回地方創生臨時交付金事業には、以前から様々な業界等からの支援の要望もあったのだと思っております。どのような業界から要望があり、どのような議論がなされたのか説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田まちづくり課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 失礼いたします。今言われましたように、趣旨については、今、議員がお話しされたとおりでございますけれども、実際に歳出のほうは出ておりませんので、必要最小限の回答にさせていただきますけれども、当然困ってある業界があるのは重々町としても承知しております。その中でも運輸業界ですか、そちらのほうからは実際要請といいますか、支援をお願いしますというような動きがあつておつたのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数は25ページ、資料でいくと6ページの下段になります。薬用作物乾燥機用電気設備工事と、29万3,000円の補正についてお尋ねしたいと思います。

特産品の開発や中山間地の農地の活用の面からも、この薬用作物事業につきましては、町もしっかりサポートしていくことが大切ではないかなと思っております。できたら現在の出荷量、併せて出荷額がどのくらいあるのか、お聞きしたいと思います。

あわせて、この施設改修によってそれがどのように影響あるのか、ぜひ回答いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） 出荷量と面積というふうに考えてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

まず、面積でございますけれども1万2,250平米、令和4年度の出荷量でございますけれども125.15キロでございます。前年比に比べますと136%の増となっております。今おっしゃいます乾燥機の導入によってどれだけということ、現在が作業されてある方で個人で持っている乾燥機、もしくはあとは天日干しとかというふうにして、されてありますので、均等な製品が出来上がっていないという状況でございますので、これが導入することによって精度の高い製品が出来上がるので、出荷量は増えるのではなかろうかと認識しております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 関連ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ期待しているところで、しっかりサポートしていくということが大事じゃないかなと思いますけど、ちょっと気になるのがまなびや・うみの裏の育苗ハウス、ここに設置するとありますけれども、これは苗を育てる場所、そういったことに関してスペース的に影響はないのか、大丈夫なのかということと、あと活動等には影響ないのか、大丈夫なんでしょうか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） それでは、回答いたします。

まず、育苗ハウス、作業されてあるのが、まず春が5月の連休明けぐらいでございまして、その後の秋口が9月、10月ぐらいでございまして。この薬用作物におきましては、収穫後、乾燥機を使う時期がおおむね12月ごろというふうになっていますので、作業においてラップする分はないという状況でございまして。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ここで、都市整備課より発言の訂正の申出がっておりますので、これを許します。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 先ほど入江議員の御質問の件でございまして、予算書の27ページ、資料でいきますと、7ページ、私、発言の中で、令和4年度の国庫補助の交付決定を受けたというお話をさせていただいたと思いますが、交付決定を受けたのは更新工事の部分の交付決定でございまして、今回入江議員の御質問は点検業務の94万9,000円を25万3,000円増額する分ですけれども、下に記載されております公園施設製品安全管理士という単価とか、その下に単価がございまして、令和4年度までは九州ブロックとか北海道ブロックとかいう地区別の単価を採用されておったんですけども、令和5年度からは全国统一単価ということで、関東のほうに合わせられたということで、そこに地区別の単価の差異がございましたので、全国统一単価に変わったことで不足分が出たというところで訂正をさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） すみません。先ほどの私の地方創生臨時交付金の回答がどういう業界からありましたかということも、当然トラック業界からありましたということでしたけど、その議論、そういういろんな要望が上がってきた業界の議論の内容はどうでしたかという答弁を求めたんですが。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） それでは、私のほうで回答をさせていただきます。

今回の交付金の活用に関しましては、国のほうから内示を受けまして、全庁的にどういった事

業に該当できるのかということで各課から募集を募ったところでもございましたけれども、なかなかこれといった案がない中で、協議をする中にいろんな関係団体のほうからも御要望書が届いておったところでは。

先ほど担当課長からもお話がありましたように、運輸業界をはじめ、私のほうに届いているのは、高齢者福祉・介護施設等への支援について、これは全国の老人福祉施設協議会、保健施設協会、また日本認知症グループホーム協会、こういったところからの要望書も届いておりますし、また福岡県の倉庫協会、こういったところからも倉庫事業者に対する支援を行っていただきたいといった要望書も届いておったところでは。

そのような中で、町といたしまして、実際この物価高騰によって様々な影響を受けているというのは重々承知をしているところでございますけれども、その中で特に町民生活において影響を受けているということで、65歳以上の年金で生活をされているような方々、あるいはたくさんのお子さんを抱えて非常に子育てに困窮されている方々、こういったところに支援を行ってほしいということで今回のメニューに至ったところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） ページ数は29ページ、資料の8ページなんですけれども、令和5年度から福岡県のふくおか学力アップ推進事業の指定を受けて、井野小学校の学力向上を図るために学習支援員が1人配置されましたけど、このちょっと懸念材料として、この1人の支援員で学力向上が図れる、問題解決ができるのかということにちょっと懸念しているところなんですけど、その辺はどうなのか、また他の小学校はどのようになっているかということをちょっと質問したいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） まず、井野小学校の支援員の関係ですけれども、この1人がついたから学力がボンと上がると、そういうことはまずありません。

ただ、指導していく上で先生が1人増えるということは、学校のほうでも大変それは貴重な財産となるわけですから、当然指導、例えば先生1人で30人から40人見ているものを、例えば少人数に分けて指導するとかということが可能になってきます。なので、そういうところで学力アップということを目指すという今回趣旨でございます。

それから、その他の学校については、町のほうからやはりその支援員とか、学習もそうですし、特別支援教育のほうでも支援員をそれぞれつけております。御存じのとおり、今年度から各学校1人ずつ去年に比べると増やしておりますので、そういったところで学力なり特別支援教育なりということの中で、それぞれ活躍してもらっているところです。（発言する者あり）

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私も似たようなところで質問したいと思いますが、29ページ、資料8ページです。中学校の学力向上推進事業等補助金これについてお尋ねしますが、これ宇美町で1校しか受けられないのかどうかということをまずお聞きしたいのと、あと併せて何で東中学校を指定したのか、ほかにも南中でもよかったし、宇美中でもよかったんじゃないかなと思いますけども、その理由をぜひお聞きしたいなと思っています。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） まず、町内で1校しか受けられないのかというところですが、この東中が受けているこの事業に関しては、町内というよりは、県の中で6校しか受けられません。

（発言する者あり）はい。そのうちの1校をうちが指定いただいたということです。

それから、町内の3校ありますけども、東中については、うちの中でも去年までの学力の推移とか、そういったところを勘案して一応検討の結果、東中に置いたということになっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ここに指定校を受けて、その成果をしっかりと検証し改善ということも入っております。ぜひこの成果というものを生かしていただいて、今、学習支援員の人数も増やしていったというふうな話もありますので、成果をしっかりと検証した上で、また教員の負担削減のためにもしっかりと次年度以降活用していくということも大切な取組ではないかと思っておりますけど、見通しといたしますか、その辺りもぜひ回答していただけないでしょうか。将来の見通しも含めて、学習支援員の活用方針とか、そういったものをぜひお答えいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） まず、この東中が受けている学力アップについては、3年間の指定になっております。それで、通常こういった指定を受けると研究発表という形で学校は公開授業を行って今までの成果を発表するという事なんですが、大体3年の指定で受けるものは3年目に発表とかということが多いんですけども、この学力アップに関しては毎年発表しないといけないようになっております。

なので、今年度もまだ、日程がたしか秋だったと思うんですけども、これについての成果を発表するという公開授業をするようになっておりますので、これを毎年重ねるとのことと、あとは自校の学力アップだけではなくて、この指定事業自体が実はここでやった成果を周辺にも伝えるというような意味もあるようです。そういう意味で研究発表も重ねますので、そういったところで、ぜひ学力アップにつながりたいというふうに期待しておるところです。（「期待しております」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の15ページ、歳入20款諸収入、公民館類似施設整備費補助金返還金遅延損害金について質問いたします。

5月の全協では284万9,000円の合意書に基づいた今後の支払いの協議がまだ進んでいないとのことでしたが、その後の進捗をお聞きしたいんですが。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田まちづくり課長。

○まちづくり課長（瓦田浩一） 失礼いたします。議員も言われましたとおり、令和4年度末までの経過につきましては、さきの全員協議会で説明をさせていただきました。その際にも申し上げたとおり、町内1自治会からの損害賠償金が10年かけて4年度末に完済され、それに伴い遅延損害金の額がこの本補正しております284万9,980円に確定をしたため、補正予算に計上させていただいているわけでございますけれども、支払い方法等につきまして全員協議会以降、既に複数回自治会のほうとは接触しておりますが、直近では6月の5日に協議の場を設けておりますけれども、いまだ支払い回数とかの合意には至っておりません。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第36号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時57分散会

---